

提携保証制度「カーボンニュートラル特別支援保証」の取扱開始について

紀北信用金庫は、令和 6 年 7 月 5 日より三重県信用金庫協会と三重県信用保証協会の提携保証制度である「カーボンニュートラル特別支援保証」の取り扱いを開始いたしました。

本保証制度を活用した金融支援を通じて、脱炭素経営実践に向けた取り組みを支援し、当地域の中小企業・小規模事業者（以下、中小企業者）の持続的発展・成長に貢献します。

記

1.目的

- ・脱炭素経営を実践する県内中小企業者の金融支援を円滑に実践するための保証制度です。
- ・脱炭素経営の促進を図り、サステナビリティの向上による企業価値向上に資するものです。
- ・地域の脱炭素と、日本政府が 2050 年に目指すカーボンニュートラル実現に寄与します。

2.保証制度の概要

項目	内 容
保証制度名	三重県信用金庫協会提携商品 カーボンニュートラル特別支援保証制度
対象先	(1) 同一事業の業歴が 2 年以上、かつ 2 期以上の決算を行っている法人 または個人（青色複式申告者に限る） (2) 以下のいずれかに該当すること ①GHG 排出量算定を行っている。 ※GHG＝温室効果ガス ②1 年以内に GHG 排出量算定を予定している。 ③省エネ・再エネ設備の導入を予定している。
資金使途	運転資金および設備資金 ※借換資金不可
保証限度額	2 億 8, 000 万円（無担保保険 8,000 万円、普通保険 2 億円） ※普通保険の無担保利用要件 ①協会カテゴリー 6 以上かつプロパー融資先（同時実行可） ②運転資金については、直近決算書における平均月商の 3 倍以内
期間	運転資金 10 年以内 設備資金 20 年以内（いずれも据置期間 2 年以内）
貸付形式	証書貸付
返済方法	元金均等毎月返済
貸付利率	各信用金庫所定利率

項目	内 容									
保証料	カテゴリー	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	保証料率(%)	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35
	※通常の保証料率から0.1%優遇									
責任共有	対象									
保証人	必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。									
施行期間	令和 6 年 7 月 5 日から令和 9 年 3 月 31 日協会申込受付分まで									
取扱停止基準	毎年 3 月末の平均残高代位弁済率が 1.5%を超えた場合									
その他	申込時に資格要件申告書の添付を要する。 目標金額は、令和 6 年度は 2 0 億円									

以上